

民法 出題趣旨

第1期

法学既修者については、入学後、民法の基本的な知識を有していること、および法律的な考え方ができていることを前提に授業が展開される。そこで、入学後の授業に対応するために、そうした民法の基本的な知識を有しているかどうか、また、法律的な考え方ができているかを問うことが出題の目的である。

問題は、共有物を共有持分権者の一人が利用している場合に、他の共有持分権者がその明渡しを請求することができるか、また、それが認められない場合に、いかなる請求をすることができるかである。

まず甲建物の明渡請求については、その請求根拠が問題となる。X Y間には甲建物の利用に関する合意はないから、契約に基づく請求はできない（配点割合 10%）。

そこで次に、Xは、甲建物を共有しており、持分権を有していることから、共有持分権に基づき甲建物の明渡しを請求することが考えられる。ここでは共有持分権に基づく明渡請求がいかなる要件のもとで可能であるかを明らかにする必要がある（配点割合 20%）。

Xからの請求に対して、Yは、自己も共有持分権を有することを占有権原として主張することとなるが、それが認められるかどうかの問題となる。この問題に関する判例の考え方が理解されているか、また、どういった場合にその例外が認められるかについて考察が及んでいるかが問題となる（配点割合 20%）。

次に、甲建物の明渡請求が認められない場合にXにいかなる請求が認められるかが問題となる。この点、Xは、Yに対して、賃料相当額の損害賠償請求または不当利得返還請求をすることが考えられる。ここでもいかなる要件のもとで当該請求が認められるかを明らかにする必要がある（配点割合 30%）。

さらに、以上の叙述について、筋道立てて解答が書かれていることが必要である（配点割合 20%）。

第2期

(1) A 1らの間にVを不意に琵琶湖に突き落とすことについて、主観的な意思の連絡があったか、主観的共同性があったか、すなわち、共同不法行為が成立するかを問うている（719条）。

(2) 責任能力を有するA 1らの親権者であるA 2らについて、監督義務違反が認められるかを問うている（709条）。

問題文中、(1)を判断するのに必要な事実の記載はあるが、(2)を判断するのに必要な事実の記載はないので、適宜事実を補いつつ答えなければならない。そのためには、714条1項ただし書における監督義務の内容(一般的な監護上および教育上の義務)と709条における過失の前提としての監督義務の内容(特定の加害行為を防止する義務)との違いを理解しておく必要がある。

問題作成にあたり、大津地判平成31・3・14判時2424号82頁を参照した。

第3期

法学既修者については、入学後、民法の基本的な知識を有していること、および法律的な考え方ができていることを前提に授業が展開される。そこで、入学後の授業に対応するために、そうした民法の基本的な知識を有しているかどうか、また、法律的な考え方ができているかを問うことが出題の目的である。

問題は、XのYに対する甲土地の返還請求に対するYの同時履行の抗弁権(533条)の主張の可否が問題である。

まずXがYの詐欺に基づき本件売買契約を取り消し、その返還を請求していることから(96条1項・121条の2第1項)、詐欺取消しの可否が問題となる。ここではいかなる要件のもとで詐欺による取消しが認められるかを明らかにしていることが必要である(配点割合30%)。

次に、本件売買契約の詐欺による取消しが認められる場合、Yとしては、Xに支払った内金1,000万円の返還請求権に基づき同時履行の抗弁権(533条)を主張して、甲土地の返還を拒絶することが考えられる。ここでは、同時履行の抗弁権の成立要件およびそのあてはめが適切になされているかが問題となる。とりわけXのYに対する甲土地の返還請求権とYのXに対する支払った内金の返還請求権との間に牽連関係が認められるかが問題となる。そこでは、この問題に関する判例の考え方が理解されていることを明らかにする必要がある(配点割合30%)。

なお、同時履行の抗弁権の主張の可否という点では、本件では、YがXをだまして本件売買契約を締結していることから、そのような者に同時履行の抗弁権を認めるべきか否かが問題となる(配点割合10%)。また、本件では、Xの甲土地は、時価1億円であり、他方、Yの内金の返還請求権の金額は、1,000万円にすぎないことから、そのような場合にも、同時履行の抗弁権を認めるべきか否かも問題となる(配点割合10%)。

さらに、以上の叙述について、筋道立てて解答が書かれていることが必要である(配点割合20%)。

第4期

本問は、本件管理契約は委任契約であることを前提として、受任者の利益をも目的とする委任とは何かを問ひ、その解除の可否、および解除した場合の損害賠償の要否を問うものである（最判昭和56・1・19民集35巻1号1頁。新651条）。なお、損害賠償の内容まで答えるには、本問の記述だけからは困難であるため、そこまでは求めていない。

第5期

法学既修者については、入学後、民法の基本的な知識を有していること、および法律的な考え方ができていることを前提に授業が展開される。そこで、入学後の授業に対応するために、そうした民法の基本的な知識を有しているかどうか、また、法律的な考え方ができているかを問うことが出題の目的である。

問題は、Dの治療費の賠償を誰に対していかなる要件のもとで請求することができるかである。

まず、Dとしては、自己に直接けがを負わせたCに対して、不法行為に基づく損害の賠償として治療費を請求することが考えられる（709条）。ここでは709条の責任の成立要件が理解されているかが問題となる（配点割合20%）。

また、Dは、Cの元請であるBに対して、使用者責任を問うことが考えられる（715条）。ここでも使用者責任の成立要件が理解されているかが問題となる（配点割合10%）。とりわけ使用関係、事業執行性、免責事由が本問において認められるかが問題となる（配点割合30%）。本問では、Dのけがは、Cの暴行によるものであり、事業執行性が認められるかが問題となるが、加害者の暴行における事業執行性の判例の判断基準が理解されていることを明らかにしながら論ずる必要がある。なお、本問では、Bが甲建物の建築をCに下請けさせるにあたって、Aの承諾を得ていないということが使用者責任の判断にいかなる影響を及ぼすかも問題となろう。

さらに、Dは、注文者であるAに対して、不法行為責任を追及することも考えられる（配点割合20%）。ただし、716条によれば、注文者は、注文または指図についてその注文者に過失があった場合でなければ、請負人がその仕事について第三者に加えた損害を賠償する責任を負わない。Aの責任が認められるかどうかはともかく、この点について考察をする必要がある。

さらに、以上の叙述について、筋道立てて解答が書かれていることが必要である（配点割合20%）。